

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの方針・考え方

日産は、2018年に発生した元経営者らによる不正行為を踏まえ、過度な権限集中を避け、ガバナンスの透明性を高めるために、社内の意識改革ならびにガバナンス改善などの再発防止に努めています。

当社は指名委員会等設置会社を選択し、明確な形で執行と監督・監査を分離し、意思決定の透明性を図るとともに、迅速かつフレキシブルな業務執行を実行し、内部統制、コンプライアンスならびにリスク管理体制の実効性を担保しています。

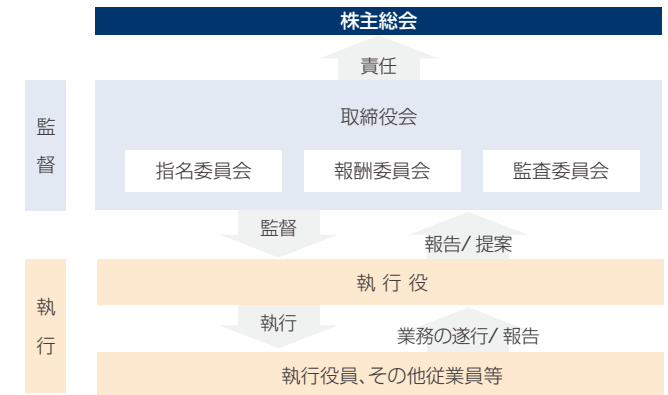
取締役会では、各委員会も含め社外取締役が過半数を占めており、報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。さらに、取締役会議長と各委員会の委員長は独立社外取締役が務めています。

コーポレートガバナンスの体制

日産はすべてのステークホルダーに対して明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績を速やかに高い透明性を持って開示しています。さまざまなモニタリングシステムを活用しながら経営の健全性を維持するガバナンスの体制を構築するとともに、事業目標の達成に影響を及ぼす社内外のリスクを適切に評価し、管理しています。

日産は厳しい経営状況に対応するため、コスト構造の改善、戦略の再定義、パートナーシップの強化を柱とした経営再建計画「Re:Nissan」を策定しました。本計画の着実な実行および一日も早い業績回復を目指して、透明性のあるガバナンスを継続し、すべてのステークホルダーに対して価値を提供しながら、持続的な成長および長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」を実現することに役員と従業員一丸となって取り組んでまいります。

取締役会の役割



取締役会の役割

- ・取締役会は、企業の繁栄および株主の利益に対して重要な責任を持つ。
- ・取締役会は、独立性を有する社外取締役の牽引により、多様な視点を持って、経営の基本方針を決定するとともに、執行役を監督する役割を担う。

取締役会の主な権限

経営の基本方針	・ 中長期事業計画 / 年度事業計画
株主総会	・ 招集 ・ 議案
選解任	・ 取締役会議長の選定 ・ 代表執行役の選定および解職 ・ 執行役の選解任 ・ 各委員会（指名・監査・報酬）の委員長および構成委員の選定および解職
会計	・ 四半期決算および計算書類 ・ 中間配当
その他	・ 内部統制に関する基本方針、等

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集	122
ガバナンスに関する方針・考え方	<u>コーポレートガバナンス</u>	リスクマネジメント	プライバシー&データ保護	コンプライアンス		

取締役会の体制

当社の取締役会は、独立性を有する社外取締役（独立社外取締役）がけん引し、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、執行役などの職務執行を監督する役割を担っています。

取締役会の議長および構成員の過半数（12名中8名）（2025年7月1日時点）を独立社外取締役とすることで、社外によりけん引される環境を創出しています。

また、各取締役は、国際性・ジェンダー・専門性等におけるダイバーシティ*1を有しており、これらのインクルージョンを通じて、会議全体として活発な議論と迅速な意思決定を実現することを目指しています。

重大な事項について

当社はサステナビリティ・リスク管理・内部統制／コンプライアンスを当社の経営に影響を及ぼす重要事項と位置づけ、以下の関連する方針・体制に則り、その取り組みを取締役会に伝達するプロセスを構築・運用しています。

また、2024年度を取締役会においては、以下の報告がなされ、そのうち重大な懸念事項として、下請法および独禁法に基づく関係省庁からの要請への対応に関する報告がなされました。

サステナビリティ

方針・体制

- ・コーポレートガバナンスガイドライン*2
- 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

取締役会での報告事項

- ・サステナビリティ関連報告 1回

リスク管理

方針・体制

- ・コーポレートリスクマネジメント体制*3
- ・コーポレートリスクの年間管理プロセス*3

取締役会での報告事項

- ・コーポレートリスクマネジメント報告 1回

内部統制／コンプライアンス

方針・体制

- ・コーポレートガバナンスガイドライン*2
- 第1章 総則 第2条4
- ・コーポレートガバナンス報告書*4
- IV-1内部統制システム
- ・内部統制システム*5
- ・コンプライアンスシステム*6

取締役会での報告事項

- ・内部統制報告 2回
- ・監査委員会報告 2回
- ・コーポレートガバナンス報告書承認 1回
- ・関係省庁要請に基づく下請法、独禁法等に関する報告 6回
- ・取締役会運営における法令遵守対応 1回

*1 ダイバーシティに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>>P097

*2 「コーポレートガバナンスガイドライン」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Guidelines_JP.pdf

*3 コーポレートリスクのマネジメント体制・年間管理プロセスに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>>P131

*4 「コーポレートガバナンス報告書」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

*5 内部統制システムに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>>P120

*6 コンプライアンスシステムに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>>P134

取締役スキルマトリックス

取締役のスキルマトリックスは以下の通りです。

取締役スキルマトリックス(2025年7月1日時点)

		グローバル マネジメント	企業戦略	自動車業界	法務／ リスクマネジメント	財務／会計	ESG	製品／技術	セールス／ マーケティング	デジタルトランス フォーメーション
1	木村 康 Yasushi Kimura	○	○			○	○	○	○	
2	ベルナール デルマス Bernard Delmas	○	○	○			○	○	○	
3	井原 慶子 Keiko Ihara	○	○	○			○	○	○	○
4	永井 素夫 Motoo Nagai	○	○	○	○	○	○			
5	アンドリュー ハウス Andrew House	○	○			○	○	○	○	○
6	ブレンダ ハーヴィー Brenda Harvey	○	○				○	○	○	○
7	朝田 照男 Teruo Asada	○	○		○	○	○			
8	得能 摩利子 Mariko Tokuno	○	○		○	○	○		○	
9	ヴァレリー ランドン Valerie Landon	○	○		○	○	○			
10	ティモシー ライアン Timothy Ryan	○	○		○	○	○			
11	イヴァン エスピノーサ Ivan Espinosa	○	○	○			○	○	○	○
12	赤石 永一 Eiichi Akashi	○	○	○			○	○		○

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

プライバシー&データ保護

コンプライアンス

取締役会メンバーの担当職務 (2025年7月1日時点)

木村 康 (きむら やすし)



独立社外取締役
取締役会議長

指名委員会

取締役就任年月
2019年6月

ベルナール デルマス (Bernard Delmas)



独立社外取締役
筆頭独立社外取締役

報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

井原 慶子 (いはら けいこ)



独立社外取締役
報酬委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2018年6月

永井 素夫 (ながい もとお)



独立社外取締役
監査委員会委員長

指名委員会
報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

アンドリュー ハウス (Andrew House)



独立社外取締役
指名委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2019年6月

ブレンダ ハーヴィー (Brenda Harvey)



独立社外取締役

監査委員会

取締役就任年月
2023年6月

朝田 照男 (あさだ てるお)



独立社外取締役

監査委員会

取締役就任年月
2024年6月

得能 摩利子 (とくのう まりこ)



独立社外取締役

報酬委員会

取締役就任年月
2024年6月

ヴァレリー ランドン (Valerie Landon)



取締役

監査委員会

取締役就任年月
2025年6月

ティモシー ライアン (Timothy Ryan)



取締役

指名委員会

取締役就任年月
2025年6月

イヴァン エスピノーサ (Ivan Espinosa)



取締役
代表執行役社長
兼最高経営責任者

取締役就任年月
2025年6月

赤石 永一 (あかし えいいち)



取締役
執行役
チーフテクノロジーオフィサー

取締役就任年月
2025年6月

取締役会の特徴 (2025年7月1日時点)

取締役会と委員会構成における高い独立性

- ・取締役会議長および各委員会の議長はすべて独立社外取締役

取締役会

- ・取締役の過半数(12名中8名)が独立社外取締役*1*2

委員会

- ・指名委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役
- ・報酬委員会：全員(5名中5名)が独立社外取締役
- ・監査委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役

国籍とジェンダーに関する多様性

国籍数

5カ国

ジェンダー

33%
女性

*1 各取締役に係る詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

*2 取締役の選任理由はコーポレートガバナンス報告書(社外取締役 会社との関係(2))をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

取締役独立性基準

取締役会の高い独立性を担保するため、日産は、独立取締役の条件を厳密に定めています。

独立取締役は、以下の各号のいずれにも該当しないことが求められます。^{*1}

該当してはならない項目	
1	日産の役員および使用人である（現在もしくは過去10年間）
2	日産の主要株主である（現在もしくは過去5年間）
3	日産が主要株主である会社において、現在、取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
4	日産の主要取引先である
5	日産から多額の寄付または助成を受けている組織の業務執行者である
6	日産から取締役の派遣を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
7	日産の主要債権者である
8	日産の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは税理士である
9	日産から財産上の多額の利益を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントである
10	日産から多額の支払いを受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームの従業員、パートナーまたは業務執行者である
11	上記各号のいずれかに該当する者の家族
12	日産で8年間を超えて取締役の職にあった者
13	以上の各号のほか、当社の少数株主を含む全株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

2024年度の実務活動状況

取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、当社グループ経営に関わる重要事項等について決議しております。当事業年度における、取締役会に上程された議案には以下が含まれます。

1) 定例議案：

- ・年度事業計画承認、業務執行状況の報告、各四半期の決算承認、株主総会招集通知
- ・内部統制およびリスクマネジメント報告、コーポレートガバナンス報告書承認
- ・サステナビリティ関連報告（統合報告書・サステナビリティデータブック発行）
- ・IR活動状況の報告等

2) 2024年度における重要議案：

- ・ターンアラウンド計画の実施、および進捗状況の報告
 - ▶ 当社事業の回復・安定化に向けた抜本的な事業構造改革の議論を集中的に実施いたしました。「スリムで強靱な事業構造」の迅速な実行に焦点を当てた議論を行いました。
- ・Hondaとの経営統合に向けた検討に関する基本合意書締結（および解約）
 - ▶ 自動車の知能化・電動化時代に向けた戦略的パートナーシップの構築に向けて、Hondaとの経営統合に向けた議論を継続的に行いました。最終的には、変化を増す市場の見通し、当社の経営施策などさまざまな議論を経て、経営統合の協議・検討の中止を決定いたしました。今後も相互の強みが補完できる領域での協業の検討を継続することが確認されました。

・代表執行役の異動および執行役体制の変更

- ▶ 代表執行役の交替においては、経営環境の急激な変化を踏まえた経営刷新の要請に基づき、従前からの指名委員会の後継者プロセスに沿って候補者が選定され、取締役会においても当該候補者が次世代を担うに相応しいリーダーであることが確認され、選任を承認いたしました。

さらに、筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的に開催し、当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項等について幅広く議論しているほか、独立社外取締役と外部の連携として、機関投資家および会計監査人との意見交換会を実施しております。そのほか当事業年度では新任の社外取締役を対象とした教育および当社拠点訪問等を実施致しました。^{*2}

^{*1} 「日産自動車株式会社取締役独立性基準」で規定する全要件の一部を抜粋したものです。詳細はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Standards_JP.pdf

^{*2} 2024年度取締役会の活動状況はこちらをご参照ください。 [>>>P161](#)

指名委員会の体制と権限

権限・役割

- ・法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する
- ・取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容を決定する
- ・社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う

決定事項

- ・取締役候補の選解任議案
- ・代表執行役の選定・解職議案
- ・CEOサクセッションプラン
- ・取締役議長の選定・解職議案
- ・各委員会の委員長および委員の選定・解職議案

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役(うち1名女性)です(2025年3月末時点)。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容の決定、および社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う権限を有しています。

2024年度指名委員会の開催回数・参加率

- ・2024年度*1の指名委員会開催総数は9回
- ・開催一回当たりの平均参加率は98%

2024年度の主な活動

- ・代表執行役の選定・解職議案を審議
- ・第126回定時株主総会に提出する取締役選解任議案について審議
- ・社長兼最高経営責任者の後継者育成計画について審議

報酬委員会の体制と権限

権限・役割

- ・法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額を決定する

決定事項

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針および制度
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額または非金銭報酬の場合には個人別の具体的な内容
- ・執行役の個人別の報酬等の内容

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、5名すべて独立性を有する社外取締役(うち女性2名)としています(2025年3月末時点)。当委員会は、法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬などの内容を決定する権限を有しています。*2*3

2024年度報酬委員会の開催回数・参加率

- ・2024年度*1の報酬委員会開催総数は13回
- ・開催一回当たりの平均参加率は98%

2024年度の主な活動

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針の決定
- ・報酬水準検討のためのベンチマーク企業を選定、外部第三者専門機関の調査結果も踏まえた報酬水準の審議
- ・取締役および執行役の当事業年度の報酬額および個人別の報酬などの決定

*1 2024年4月から2025年3月までの期間

*2 報酬制度の評価指標は2024年度有価証券報告書(P79-85)役員の報酬等をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/IR/FINANCIAL_RESULTS/ASSETS/FR/2024/PDF/fr2024.pdf#page=82

*3 経営層の役割と評価はこちらをご参照ください。 [>>>P010](#)

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集	127
ガバナンスに関する方針・考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジメント	プライバシー&データ保護	コンプライアンス		

監査委員会の体制と権限

権限・役割

- ・執行役などの職務執行状況や取締役会の監督機能の実効性を監査(モニタリング、監督)する
- ・執行役、従業員、子会社に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行う
- ・取締役、執行役、また従業員の不法行為について差し止め請求を行う
- ・年次監査報告書を作成する
- ・会計監査人を選解任する
- ・会社が取締役もしくは執行役に対して訴えを提起し、または取締役もしくは執行役が会社に対して訴えを提起する場合、当該訴えについて、選定監査委員が会社を代表する

決定事項

- ・株主総会に提出する年次監査報告書
- ・監査方針、監査規程、監査委員会の年次監査計画、また関連予算
- ・会計監査人の選解任に関する株主総会議案
- ・監査委員会事務局のスタッフの選任
- ・グローバル内部監査室の年次監査計画、予算および人員計画。グローバル内部監査室責任者の選任と評価
- ・取締役および執行役に対する訴訟の提起

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役(うち女性1名)です(2025年3月末時点)。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員および使用人から、当社およびグループ会社の業務執行に関する報告を

受けています。

また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役などと、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議などに出席し意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めています。委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有しています。

さらに、当委員会は、監査の実施に当たり、当委員会、内部監査部門および会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取り組みを実施しています。当委員会のリーダーシップのもと、三者間での連携により、監査上の指摘事項およびその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っています。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門が執行側から極めて高い独立性を確保する体制を構築した上で、内部監査部門から定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っています。^{*1*2}

加えて、当委員会は、執行役などのマネジメントの関与の疑義がある内部通報の通報先となり、関係する執行役などが通報者および通報内容を知り得ない体制を構築のうえ、その対応に当たっています。

さらに、当委員会は、取締役会の実効性に関して毎年実施される評価に対し、評価プロセスや評価結果に基づく課題抽出等に関する妥当性を監査して、その結果を取締役会へ報告

し、かかる評価が適正に実施され、取締役会の実効性向上のために意義あるものとなるよう、適切に監督しております。

2024年度監査委員会の開催回数・参加率

- ・2024年度^{*3}の監査委員会開催総数は12回
- ・開催一回当たりの平均参加率は100%

2024年度の主な活動

当事業年度においては、以下を当委員会の重点監査項目として定め、それぞれの項目について監査委員会等の場を通じて検討・審議を重ね、必要に応じて執行側などへ提言を実施しました。^{*4}

また、監査委員会での審議の際には、内部監査部門の責任者および会計監査人を陪席させ、各議題の審議を通じて認識された当社の状況や課題について適時に共有し、それぞれの監査に活かしてもらうとともに、各議題の審議をより充実させるため、必要に応じて、それぞれの観点からの意見を求めています。

^{*1} 内部監査の独立性に関する詳細は2024年度有価証券報告書(P73)をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/IR/FINANCIAL_RESULTS/ASSETS/FR/2024/PDF/fr2024.pdf#page=76

^{*2} 監査委員会、内部監査部門、執行側の関係図の詳細は2024年度有価証券報告書(P73)をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/IR/FINANCIAL_RESULTS/ASSETS/FR/2024/PDF/fr2024.pdf#page=76

^{*3} 2024年4月から2025年3月までの期間

^{*4} 監査委員会の当事業年度各月における主な活動状況は2024年度有価証券報告書(P75)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2024/ASSETS/PDF/fr2024.pdf#page=78>

重点監査項目	監査委員会による検討・審議のポイント
執行役などの業務執行状況のモニタリング	・中期経営計画「The Arc」の進捗（各地域における販売状況・キャッシュフローの状況とともに、在庫およびインセンティブの適正化を目指した販売の質の改善等の主要経営課題への取り組み状況を確し、必要に応じて執行側へ助言の上、さらなる検討を促した） ・ターンアラウンドの策定内容および計画に基づき一部実行された諸施策の進捗（ステークホルダーから予想されるアクションを勘案の上、リスクシナリオの妥当性、今後のコスト削減および資金調達の実現可能性、パートナー戦略の重要性等の観点から、執行側へ助言の上、さらなる検討を促した）
内部統制・リスク管理体制の運用状況の監督	・統合的なリスク管理体制および会社を取り巻く環境を踏まえて新たに顕在化した高リスク項目への対応 ・下請法遵守の徹底並びにサプライヤーとの適正取引確保および関係強化に向けた取り組み ・コンプライアンス部門の体制強化と法令遵守に関する社内啓蒙活動の促進 ・サイバーセキュリティに関する取り組み（成熟度自己評価の内容と第三者評価に基づく中期活動計画の進捗） ・執行側の意思決定の迅速化・効率化を求めた改善提言（マネジメント層が関与する会議体の削減・管理の徹底、権限移譲の拡大等）および当委員会からの提言に基づく執行側の対応
内部監査部門の活動状況の確認	・重要な監査発見事項とそれらに基づく改善提案の実行（内部監査部門から執行側へ確実な実行を促すフォローアップ） ・内部監査部門の「Insight Generator」機能を目指す取り組みと「グローバルワンチーム」として一体的な連携や緊密なコミュニケーション ・セカンドラインへのサポート（改訂J-SOX基準対応へのサポート等） ・DX促進への取り組み（監査管理システムの効率的な運用、監査におけるビッグデータの活用）
企業集団内部統制強化に向けた取り組み	・グループガバナンスのさらなる強化に向けた国内外の全グループ会社の統括的管理 ・グループ内での監査基準の統一等、当社の内部監査部門と国内外のグループ会社の内部監査部門との連携

以上の重点監査項目に記載されたもののほか、当委員会では以下についても、当事業年度における活動として取り組みました。

不正事案対応

- ・元会長および元代表取締役それぞれを被告として提起した損害賠償訴訟への対応、その他元会長らによる重大な不正行為に関する責任追及と損害回復のための適切な措置を継続実施

会計監査人との連携深化

- ・会計監査人からの当事業年度における四半期レビュー結果報告の聴取のほか、自動車事業における固定資産の減損など会計監査人の監査上の主要な検討事項（KAM）や、最新の監査上の法規制動向に関する意見交換を実施

往査およびグループ会社監査役との連携

- ・監査委員は、当社拠点および国内外主要子会社（2拠点および21社）について往査を実施し、主要な往査結果を監査委員会に報告
- ・グループ各社の監査品質向上を目的とした国内主要グループ会社監査役連絡会を半期毎に開催

執行役の体制

執行役は、取締役会決議により委任された業務の執行を決定するとともに、その執行を担っています。また、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する会議体を設置するとともに、効率的かつ機動的な経営を行うために、業務執行については明確な形で執行役員および従業員に権限を委譲しています。2025年3月末時点で、執行役として5名（うち代表執行役1名）が選任されています。^{*1}

監査の体制

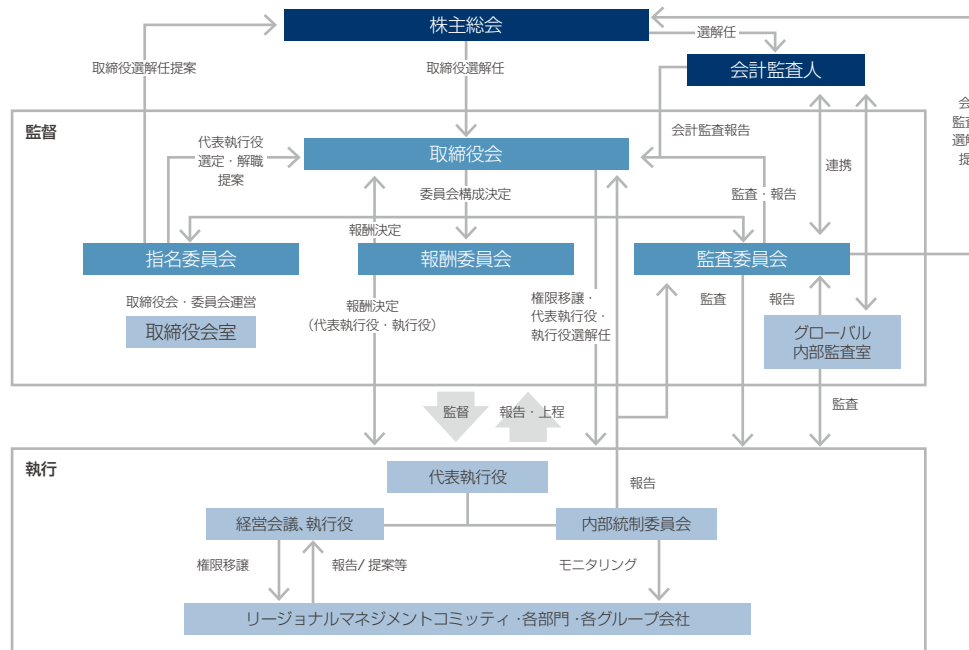
日産では、社外取締役、監査委員会、内部監査部門および外部の会計監査人が連携することで、内部統制システムの実効性をさらに向上させています。社外取締役は、独立性を有するため取締役会をけん引し、取締役会において経営の基本方針を決定するとともに、取締役、執行役などの職務の執行を監督します。また、監査委員会は内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行い、内部監査部門は、継続的に職務の執行状況および発見事項などを報告しています。会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しています。

^{*1} 各執行役に関する詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/EO/>

独立した組織による内部監査

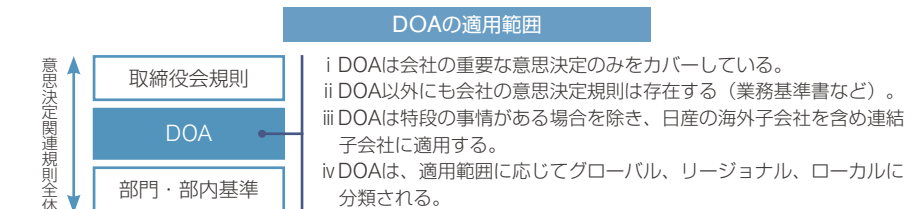
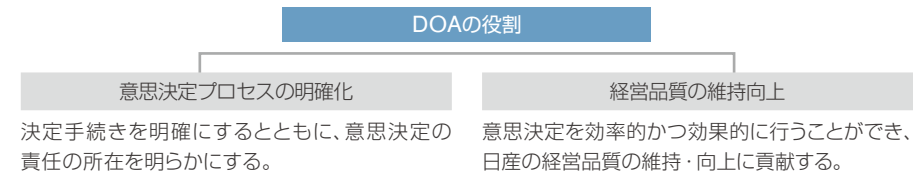
日産は、独立した組織であるグローバル内部監査部門を監査委員会の管轄のもと、設置しています。各地域では統括会社に設置した内部監査部門が担当し、より高度な専門性を要する販売金融、ITおよびモノづくりの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置しています。チーフ インターナル オーディット オフィサー(CIAO)の統括のもと、すべての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施しています。内部監査は、監査委員会の承認を受けた監査計画に基づき実施され、その結果は定期的に監査委員会へ報告しています。また、監査結果は関係部署および役員へ適宜報告しています。

コーポレートガバナンス体制図



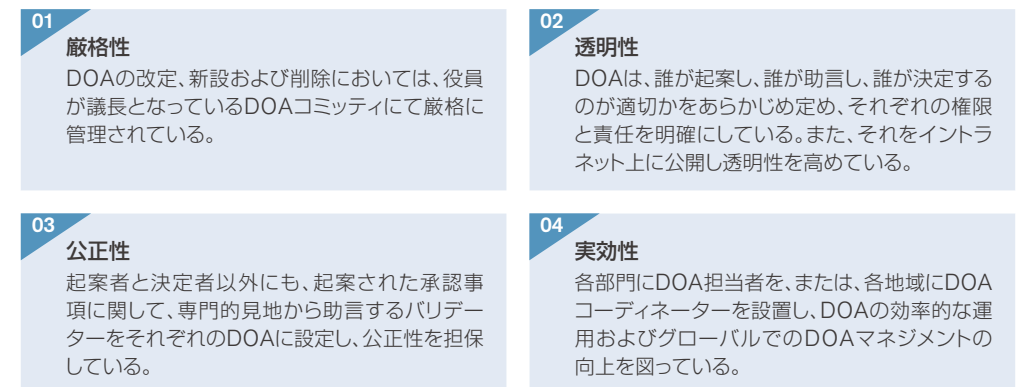
権限基準書の概要

DOAはDelegation of Authority (権限委譲)の略で、会社の重要な意思決定に誰が関与するのかについて定めたものです。



権限基準書の統制

意思決定プロセスの明確化および経営品質の向上を図るために、公正かつ透明性の高い権限基準を適切に整備し、厳格に管理しています。



利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引については、事前に取締役会の承認を得ること、および取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役会に報告することを取締役会規則に規定しています。2019年には取締役利益相反解消指針を制定(2023年に改定)、取締役と会社との利益相反とは何かを定義し、年に一度の利益相反アンケートを実施するなど、取締役に對し利益相反または潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプロセスなどを規定しています。さらに、2022年3月にグローバル利益相反規程が施行され、すべての役員および従業員に適用されています。

取締役利益相反解消指針の3つの柱

「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

報告義務

各取締役は、以下2つの継続的な義務を負う：

- i 特定の利益相反が新たに生じたこと、またはその可能性を認識した際に、直ちにこれを報告する義務
- ii 取締役会または委員会に関連して提供を受けた資料により特定の利益相反を認識した場合、当該会議に先立ちこれを報告する義務

特定利益相反の確認

取締役会および各委員会の議案において、特定の取締役に利益相反の可能性が検出された場合、取締役会および各委員会の事務局が、当該議案が特定利益相反を有するかどうかを検討し、その解消のために必要な対応について各会議体の議長と確認を行う。なお、確認にあたり、必要に応じて、中立・公平な外部法律事務所の意見を求めることとしている。

特定利益相反解消手続きおよび管理

特定利益相反を解消するための手続きは以下を含む：

- i 特定利益相反が取締役において確認された場合、各会議体の議長が会議開催前に当該取締役に確認の結果を報告する。
- ii 報告を受けた取締役は、当該議案に関する資料の受領ならびに審議および決議への参加はしない。
- iii 確認された特定利益相反はデータベースにて管理する。